

令和8年度障害者芸術活動基盤整備事業補助金交付要綱

7 福祉障企第2123号

令和8年 2月 4日

(目的)

第1 この要綱は、障害者芸術活動基盤整備事業実施要綱（平成30年4月25日付30福保障計第206号。以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体が実施する障害者芸術活動基盤整備事業に対し、予算の範囲内において、その事業に要する経費の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4に基づき、社会福祉法人その他の法人格を持つ団体（以下「実施団体」という。）が行う事業とする。

なお、次に掲げる団体に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象とはしない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第3 この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち別表に定めるものとする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第6 知事は、第5の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書（別記第3号様式）により、通知する。

- 2 知事は、必要と認めた場合には、実施団体が第2（1）又は（2）に規定する団体であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 3 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

4 この補助金は、交付決定後、実施団体からの請求に基づき、概算払により支払う。

(申請の撤回)

第7 実施団体は、第6の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8 この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事はこの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 前項により知事が、補助金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

(補助金の請求)

第9 実施団体は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第10 実施団体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第11 実施団体は、第10の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第12 知事は、第11の申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書(別記第6号様式)を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書(別記第7号様式)によりその旨通知する。

(状況報告)

第13 知事は、必要があると認めるときは、実施団体に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、実施団体は、その理由、遂行の見通し等を書面により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 14 知事は、第 13 の規定による報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、実施団体に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 実施団体が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第 15 補助事業は、令和 9 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

(実績報告等)

第 16 実施団体は、補助事業終了後速やかに実績報告書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、別に定めるところにより報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 17 知事は、第 16 の規定による実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第 9 号様式）により、実施団体に対し通知する。

(精算書の提出)

第 18 実施団体は、第 17 の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 19 知事は、第 18 の規定による審査、必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、実施団体に対し、当該補助事業につき、是正のための措置を採るべきことを命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 20 知事は、補助金の交付決定を受けた実施団体が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 実施団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 17 の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第 21 知事は、第 20 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 17 により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 22 実施団体は、第 20 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 23 実施団体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 24 第 22 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、実施団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第 23 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 25 実施団体が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 26 実施団体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 27 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別記第 11 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第 28 実施団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第 29 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

補助基準額	対 象 経 費
<p>ア 対象分野全般の支援を行う場合 1 団体当たり 9,000千円</p> <p>イ 対象分野のいずれかに対する支援 を重点的に行う場合 1 団体当たり 最大4,500千円 (2 団体まで)</p>	<p>障害者芸術活動基盤整備事業を実施する ために必要な経費のうち、事務費及び 事業費</p>